

1989年 4月	消費税法を施行。税率3%。 税込定価表示とし、法施行後発行する書籍・雑誌は新価格表示するとともに、旧定価本の新価格表示への移行は、シールの貼付、カバーの取り替えなどを順次行った。法施行前に発行した書籍は4月1日以降、6ヶ月間は旧定価表示のまま出荷。コードの価格表記は税込価格「P」とした。消費税導入時に価格表示の変更などに要した費用は、出版社1社平均3623万円にのぼった（1989年6月調査：雑協・書協50年史）。
1997年 4月	消費税率を5%に引き上げ。 シール貼りやカバーの取り替えなどをすることなく「定価 本体○○○円（税別）」を採用、コードの価格表記は本体価格「¥」とした。
2004年 4月	消費税における「総額表示方式」がスタート。 原則として出版物への総額表示（税込価格）が義務付けられており、各出版社では、スリップのボウズ（上部突起）部分に税込みの価格（=定価）を記載するなどして対応した。
2013年10月	消費税転嫁対策特別措置法により、誤認されないための措置を講じていれば、税込価格の表示を要しないこととする特例が設けられる（2度の増税延期で期限は2021年3月31日に）。
2014年 4月	消費税率を8%に引き上げ。
2014年11月	2015年10月に予定していた消費税率10%引き上げを1年半延期。
2016年 6月	2017年4月に予定していた消費税率10%引き上げを2年半延期。
2019年10月	消費税率を10%に引き上げ。飲食料品（外食と酒類を除く）と定期購読新聞（週2回以上発行）の税率を8%に据え置く「軽減税率制度」を導入。
2021年 4月	消費税転嫁対策特別措置法が失効。特例を終了。消費者に対する「値札」や「広告」などにおいて、価格の総額表示が義務化される。